

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	決算特別委員会 環境厚生分科会	会議場所 第1委員会室	
		担当職員 山末	
日 時	平成29年9月19日(火曜日)	開 議	午前 11 時 06 分
		閉 議	午後 0 時 22 分
出席委員	◎小川 ○富谷 酒井 平本 齊藤 小島 馬場		
事務局	鈴木議事調査係長、山末		
傍聴者	市民 0名	報道関係者 0名	議員1名(菱田)

会 議 の 概 要

1 開会

2 事務事業評価対象事業の論点整理

<小川委員長>

事務事業評価は、事業の目的や手法、成果、コスト、方向性を視点として評価を行う。実際の評価では、1事業45分の中で、説明約10分・質疑約10分、その後、委員間での議論を経て評価結果を出すということから、時間上の制約もあるため、議論の焦点とすべきことを事前に委員間で整理しておく必要がある。当日、その論点に沿った質疑を行い、適切な評価ができるよう、本日は論点整理を行う。

(1) 浄化槽設置整備事業経費

<小川委員長>

事務局から資料の説明を。

<事務局主事>

(資料説明)

<酒井委員>

過去の議論を振り返ると、平成25年3月の予算特別委員会で重点質疑項目に挙がっていた。その時に、予算に対して実績が非常に低いということが指摘されていた。また、平成26年9月の決算審査で、事務事業評価の項目に挙がっており、再び予算に対して実績が低すぎるという意見が出ていた。その時の会議録を読んでおかなければ同じ質疑をすることになる。平成28年度の9月補正で、東別院町をモデル地区として上乗せ補助を実施する時の会議録も見ておかなければならないと思う。論点としては、普及率の向上が目標なのであれば、今回行った上乗せ補助は有効なのかということである。東別院町は一部の地区の普及率が低いとおっしゃったが、資料を見ると畑野町が一番低い。東別院町だけを対象とした上乗せは以前にも実施している。なぜ同じところを再びモデル地区としたのか、これは有効な上乗せの方法ではないのではないかと、ということが論点の1つとしてあると思う。2点目は、補助金で浄化槽を設置したいというニーズが飽和状態にあるのではないかと、ということである。年間10件程度しか実績がない。もう設置しようという人がいないのではないかと。個人設置型の浄化槽はメンテナンスが大変であり、水質検査の受検率も問題になっている。水質保全が目的ならば、メンテナンスへの補助と単費上乗せ

補助のどちらが効果的なのかということが論点になると思う。

<小川委員長>

以前にも事務事業評価の項目に挙がっている。それを踏まえて論点を整理していきたい。他に意見はあるか。

<酒井委員>

過去の議論を見ると、事務事業評価などの答弁では、永住志向等の関係で、個人設置を推進しており、市が設置をすることは考えないという姿勢だった。個人設置の場合は水質検査の受検率が低く、水質保全という意味ではきちんと見ていかなければならないという話も出ていた。5人槽を12基、7人槽を3基設置する要望があるということで大きな額の補正をしたが、実際には合計4基だけである。水質保全が目的なのであれば、違うことを考えなければならない。

<小川委員長>

浄化槽設置整備事業経費については、単費上乘せ補助が普及率の向上に対して効果的であるのかということ論点としたい。

<酒井委員>

単費上乘せ補助が普及率を向上させるために効果的なのかということである。東別院町をモデル地区として3年間実施する時に、なぜ一気にしないのかと聞いたが、予算がないため一遍にはできないという答弁だった。そういう理由で予算を確保していたにもかかわらず使っていない。これは、全域を対象に実施してもよいという話につながる。モデル地区にするのであれば、一番普及率の低い畑野町だと思うので、今回の上乘せ補助が有効なのかということが論点である。

<小川委員長>

上乘せ補助が有効なのかということ論点に挙げていきたい。もう1点は、水質保全という目的に対して有効なのかということ論点とする。

<酒井委員>

これを論点にするのであれば、事前に確認をお願いしたいことがある。平成3年から補助をしているが、平成17年から19年に東別院町だけで行った上乘せ補助と、平成25年、26年に全体で行った上乘せ補助と、現在、東別院町をモデル地区として行っている平成28年から30年までの上乘せ補助以外の上乘せ補助があったのか。また、平成17年から19年に東別院町で実施した単費上乘せ補助の検証はどのようにしたのか、前回の検証は何につなげたのか、ということをお答えもらえるように準備していただきたい。

<小川委員長>

当日説明いただくよう要望する。

<馬場委員>

個人の分担金を求める方式もあるし、四万十方式という有機物を敷き詰め、酵母菌を繁殖させ、水を浄化させるという極めて簡便な方式もある。水質汚濁の防止に公共としてどのように取り組むのかという根本的な問題について聞きたい。

<小川委員長>

意見については事務事業評価で説明いただけるようにしたい。

(2) ごみ減量・資源化等推進事業経費

<小川委員長>

事務局から資料の説明を。

<事務局主事>

(資料説明)

<富谷副委員長>

集団回収報奨金は一定の効果があると思うが、報奨金があるから回収しているのか。他の自治体では、キロ数に応じてではなく、協力していただいている団体に、お礼として1万円を出しているところもある。以前、報奨金をあてにしている団体があるからやめることができない、というような答弁をされたが、それは観点が違うと思う。金額が大きすぎる。ゼロにするのはどうかと思うので、上限を決めて、様子を見てみてはどうか。

<馬場委員>

この制度は、古紙価格が暴落して、地域で取り組んでいる団体が悲鳴を上げたことから始まった。そのため、古紙相場も含めて見ていかなければならない。また、各団体では分別収集に苦勞されている。プラスチック製容器包装の回収が進み過ぎて、ヤードに入りきらないということがある。プラスチックの減容ができればよいのではないかということを含めて、報奨金制度だけでなく、地域で分別に取り組む団体の意見をしっかり聴いて、この事業の検討をするべきだと思う。

<富谷副委員長>

集団回収報奨金の制度があることを知らない市民がほとんどだと思う。ゼロにしなくてもよいが、使い方を検討すべきだと思う。

<酒井委員>

ゼロにしなくてもよいとはどういう論点か。

<富谷副委員長>

集団回収に協力する人としらない人がいる。協力する人に、お礼として一定の報奨金を出しても構わないのではないか。

<酒井委員>

論点は報奨金の有無で回収量が変わるのかということではないのか。

<富谷副委員長>

ごみ減量に対して意識のある市民が増えることが大事であり、それに対するお礼でよいのではないか。

<酒井委員>

お礼をするのはよいという考えか。回収量に応じてではなく、活動団体に対して定額で出すという考えか。

<富谷副委員長>

回収量で金額が変わるのは業者の考え方であり、市としては協力していただいている方に対するお礼でよいのではないか。

<馬場委員>

報奨金という言い方が悪い。激変緩和措置で制度が発足した。それから考えると量は関係がある。私の住む地域では、もともと子ども会の取り組みだったが、それがつながらず、自治会がする形になった。1人暮らしのお年寄りの安否確認にもなっている。そのようなことを含め、費用の問題だけではなく、より効果的な制度のあり方を聞いていく必要がある。

<酒井委員>

そもそも目的は何か。安否確認などではない。論点はごみの減量化なので、1キロ当たり5円から4円に金額が変わったことで回収量が減ったのかを確認しておいた方がよいのではないか。

<齊藤委員>

一律となると、新聞紙を1束出しても報奨金をもらえることになる。副委員長の思いは分かるが、資源化が推進されているのかどうか、報奨金を1キロ当たり4円にしてからどうなのか、ということ論点をすればよいのではないかと。

<小川委員長>

集団回収報奨金のごみの減量につながっているのかどうかを聞きたい。平成28年7月から1キロ当たり5円から4円に下がっているということもあり、回収量が減っているのかどうかを確認したいと思う。

<酒井委員>

前年同月のものがあれば分かりやすい。もう1つは、団体数が延べ486団体だが、実際はどれぐらいなのか。一覧で出していただければありがたいが、それがなければ最高額と最低額がそれぞれいくらなのか。また、業者からいただいている金額は品目ごとにどれぐらいなのか。

<小川委員長>

前年対比、交付団体数、業者からの買い取り価格の一覧を要求することとする。他に意見はあるか。

<酒井委員>

クリーンかめおか推進会議について、携わっている職員数が0.45人となっている。補助金は100万円程度だが、人的コストが300万円以上かかっている。機関誌発行に40日、総会の開催準備に30日など、補助金の効果が乏しいのではないかと。

<馬場委員>

分別収集の方法を変えた時に、ある地域の自治会の人から、皆にどのように説明すればよいか分からないと言われたことがあるが、市の制度として出前講座があるので、そこで説明させればよいわけであり、間にいろいろなものを入れてするよりも、行政が住民にしっかり伝えていく、という点で同感である。

<小川委員長>

行政と地域の間に入る形かもしれないが、活動の効果を論点としたい。

(3) 母子保健事業経費

<小川委員長>

事務局から資料の説明を。

<事務局主事>

(資料説明)

<酒井委員>

論点の前に、もう少し詳細な資料を事前に出してもらいたいと思う。論点だが、①子育て世代包括支援センターという形ではなく、既存の枠組みの中でできなかったのか。②民間委託で行う必要があったのか。③属人的要素にこだわる意味について。今の混乱は属人的要素に強くこだわったからこのようになっている。

<小川委員長>

他に意見があれば。

<平本委員>

公設民営の必要性について、公営ではできなくて民営ではできるという説明が分からなかった。現状で支障があるのかが全く見えない。現場の声を聞いても何も影響

はないと聞いている。まだ民営を目指すのかということを知りたい。

<馬場委員>

母子保健事業を直接市がすべきなのか、それとも民営ですべきなのか、ということを知りたい。

<小川委員長>

子育て世代包括支援センターについて、民営を視野に入れるという答弁もあった。公設では何ができなくて、民営では何がよいのかということを知りたい。

<馬場委員>

属人的要素とは、その人の基準をどのように決めているのか、という意味か。

<酒井委員>

理事長が抜けるのであればこの団体に委託を続けられない、ということで6月に補正を行った。人の継続性がなければならぬと言いながら、結局その人にこだわって委託を決め、その人が抜けるから嘱託職員として雇って公営で続けている。正当性が説明できない状況では困る。基準が何かということではなく、基準が分からないのが問題である。

<富谷副委員長>

理由を聞いた時に、執行部からの説明は、その人がやめたことにより、契約した事業が執行できなくなったため、今回は破綻したという説明だった。事業が契約どおりに執行できるのであればそのまま続けることができたという答弁で私は納得した。

<酒井委員>

執行部は漠然と答弁されたが、特定の人が1人抜けることで継続できなくなる事業とは一体何なのか。社会福祉士が抜けたから継続できないということならわかるが、資格者ではなく理事長が抜けるため継続できないという説明だった。メンバーが変わると質が落ちるということで委託をやめ、嘱託職員として雇う、ということではプロポーザルの意味がない。

<小川委員長>

公営で不具合が出ているのかどうか、ということも論点としたい。

<酒井委員>

不具合が出ているのかどうかは知りたいことだが、論点は最初に言ったように公設民営で行う必要があったのかということでもとめ、その中で、知りたいことを聞いていけばよいと思う。

<齊藤委員>

最初の大義名分はどこにいったのか。さまざまな事業で民営化にしていかなければならないというのがこれから流れだと思う。しかし、この事業が頓挫したために、行政のスリム化を妨げる事例をつくってしまったということになる。

<酒井委員>

それは1点目に話したことにも含まれると思う。そもそも子育て世代包括支援センターという形で実施しなければならないものだったのか。今までの枠組みを充実して求められている効果を実現できればよかったのではないかと、ということが1点目に言った論点の趣旨なので、これに含めて齊藤委員からの意見も聞ければと思う。

<齊藤委員>

補助金など、さまざまな部分があるのではないかと。

<酒井委員>

国が資格者についてなど、さまざまなことを指示してくるが、それに合わせてセン

ターを設置しなくてもよいと思っている。本当に効果的であったのかということを確認したい。その上で子育て世代包括支援センターが必要ということであれば、民営でなければならないことだったのかということを確認したい。

<小川委員長>

子育て世代包括支援センターについて、既存の枠組みでできなかったのかということ論点としたいと思うがどうか。

<馬場委員>

それでよいと思うが、導入のきっかけとなった根拠があると思うので、説明の中に入れていただきたい。

<小川委員長>

公設民営ですべきだったのかということ論点とする。次に、3点目の属人的要素についての意見をいただきたい。

<酒井委員>

始めに当たりを付け、この人にさせたいということをやっているのであれば、説明がつくようにしなければならない。属人的要素であることがよいのかどうかということ論点として評価できればと思う。

<小川委員長>

この3点を論点とする。

<酒井委員>

論点が決まったのであれば、求めていただきたい資料がある。先ほど挙げた論点を深めていくために必要な情報が足りないので、詳細な活動と実績についての資料を出していただきたい。また、講座開催や、相談支援、訪問支援などは別の既存の枠組みですで行っているものがある。それぞれについてどこが実施していて、内容がどう違うのかということが分かるようにしていただきたい。

<小川委員長>

詳細な資料を求めることとする。

3 その他

<事務局主事>

地方創生加速化交付金の資料を配付している。この資料については、明日からの決算審査において執行部から説明されるので持参願う。また、20日の決算全体会には「提出予定議案の概要」を持参願う。

散会 ～12:22